

第3編 準備書に関する審議経過

第1章 公告・縦覧の概要

準備書の公告・縦覧は表 1.1 に示す内容で行った。準備書に対する住民の意見の件数は 3 件（21 項目）であった。また、長野県環境影響評価技術委員会での審議や、長野県知事の意見等の経過は、表 1.2 に示すとおりであった。

表 1.1 準備書の公告・縦覧の概要

公告日	平成 29 年 9 月 20 日
縦覧期間	平成 29 年 9 月 20 日（水）から平成 29 年 10 月 19 日（木）
縦覧場所	長野県環境部環境政策課、長野県松本地域振興局環境課、長野県北アルプス地域振興局環境課、松本市環境部環境政策課、四賀地区地域づくりセンター、安曇野市市民生活部環境課、池田町住民課及び穂高広域施設組合
意見募集期間	平成 29 年 9 月 20 日（水）から平成 29 年 11 月 6 日（月）
意見提出先	穂高広域施設組合
意見書の提出件数	3 件（21 項目）

表 1.2 長野県環境影響評価技術委員会等の経過

長野県環境影響評価技術委員会での審議	平成 29 年度 第 1 回委員会 平成 29 年 9 月 21 日 第 2 回委員会 平成 29 年 10 月 20 日 第 3 回委員会 平成 29 年 12 月 14 日
長野県知事の意見	平成 30 年 1 月 15 日（月）通知

第2章 住民等の意見及び事業者の見解

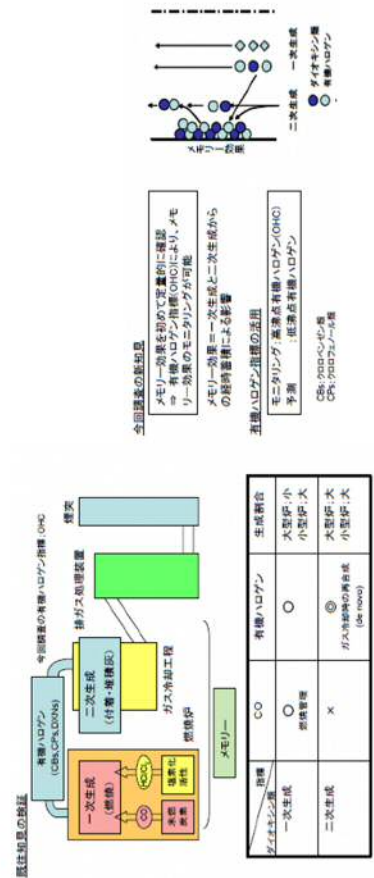
準備書に対する住民等の意見（意見募集期間：平成29年9月20日から11月6日）及び意見に対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、表中の項目及びページについては、「穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価準備書」（平成29年9月、穂高広域施設組合）の記載箇所を示すものとする。

表 2.1 住民等の意見及び事業者の見解

No.	章	準備書での該当箇所 項目	ページ	意見の内容	事業者の見解
1	第4章	第1節 大気質	-	<p>準備書に記載されている大気質環境要素3「その他、必要な項目」の「その他の有害物質等」には、「近年問題となっている有害物質については、法規制物質だけでなく科学的知見に基づき広く対象とする必要がある」となっている。その対象となる有害物質として、近年問題となっている化学物質過敏症など人の健康(特に乳幼児への影響)や、自然環境等への影響が認められる有機化合物の中で、有害性が高いとされる塩素系・臭素系などの「有機ハロゲン化合物」のモニタリングを実施すべきと考える。この有害物質は、ダイオキシン類だけでなくベンゼン類やフェノール類の他に、スチレン・ナフタリン・ベンゾフラン・エーテルのポリ塩化物など、様々な前駆体や環境ホルモンを含めた有害物質の集合体として、廃棄物焼却施設等から多量に排出されている。*排出濃度はダイオキシン類の数万倍:科学的知見は別添のNEDO調査報告書参照(これまで指標とされてきたCOと違い、ダイオキシン類との相関性が高いことにも注目)また、この有害物質は「事業により発生する物質でダイオキシン類のように非意図的に生成される物質であること」という県の指針にも合致しており、アセスの調査項目に追加すべきと考ええる。なお、この有害物質は、発生源の煙突出口か入口で連続測定することが最も有効であり、事後調査の「管理等が不適切な時に有害物質の排出が懸念される場合」などの項目にも該当する。(技術導入事例:藤沢市、大阪市、豊中市、武蔵野市、鳴門市、トヨタ自動車他)</p> <p>〈有機ハロゲン関連情報〉近年、化学物質など環境中の有害物質が胎児および子どもから、環境にもたらず影響について、大きな関心を集めていることから、環境省は2010年度から「子どもの健康と環境に関する全国調査」(エコチル調査)を開始した。環境省の計画する疫学調査は、「胎児期から小児期にかけての化学物質暴露をはじめとする環境因子が、妊娠・生殖、先天奇形、精神神経発達、免疫・アレルギー、代謝・内分泌系等に影響を与えているのではないか」という実態の解明で、化学物質の暴露調査には、母乳、血液(母親)、膀胱血などの試料中の有機ハロゲン化学物質の測定が行われることになっている。調査は出生コホート研究(追跡13年、解析5年)。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>・今回の環境影響評価の大気質調査項目は、焼却施設からの発生及び、工事中における発生の要素として、大気の汚染に係る基準等に基つき選定をいたしました。有機ハロゲン化合物については、法令、基準値等が確立されておりませんので、モニタリングを実施する予定はありません。法改正及び指針等が出されれば必要となった場合、実施に向けて対応していきます。</p>

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
2	第4章 第1節 大気質	—	<p>この地域は、豊かな自然を売りにして観光や移住を推進している地域である。これらの自然をできるだけ多く残すために、このような有害物質を常時連続監視して積極的に見える化し、環境保全に対して安全・安心を与え、全体で取り組むべき対応だと考える。</p> <p>(参考資料) NEDO「ダイオキシンの化学的簡易モニタリングに関する調査(H19.3)」から調査結果を抜粋</p> <p>これまで、焼却施設の運転管理において、CO濃度は燃焼管理とダイオキシン類の一次生成管理に一定の役割を果たしてきたが充分ではない。一方、有機ハログンは、設備の劣化や汚れ等によるダイオキシン類のメモリー効果や二次生成(denovo合成)をモニタリングできることが明らかとなった。このモニタリング法については、以下の目的と適用が考えられる。</p> <p>(1)目的：ごみ焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度の管理を支援する。</p> <p>(2)適用：①運転支援：煙突出ロガスのモニタリングの他に、排ガス処理プロセス(集塵機、洗浄、脱硝など)の中間モニタリングによるダイオキシン類の濃度変動原因究明、分析感度の向上による短期管理(運転制御)への適用。</p> <p>②設備管理：ダイオキシン類除去装置を含めた設備能力および設備劣化の管理。</p> <p>③コミュニケーションツール：地域住民の安心と環境の理解。</p> <p>④作業環境管理：作業環境モニタリング指標への可能性。</p>	<p>・大気質に係る排ガス濃度等については、自動連続測定装置を設置し、見学者ホールにおいて見学者説明用に、ごみ処理量、ごみ搬入量及び公害監視データ等について表示をしていく計画としております。有機ハログン化合物については、法令、基準値等が確立されておりませんので、モニタリングを実施する予定はありません。また、法改正及び指針等が出されれば必要となった場合、実施に向けて対応していきます。</p>



No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
3	第4章	第1節 大気質	<p>実際の運用段階では、法定4種の汚染物質に対しては連続測定しているが、ダイオキシン類については年に2回しか測定していないです、有機ハロゲン物質については監視対象にすならなっていないのが現状です。実際に現在運転中の炉に対しても、ダイオキシンの数値がオーバーしたことはないと言われていますが、年に2回しか計っていないのに、なぜ1日もオーバーしたことがないか、断言できるのでしょうか。そこが甚だ疑問です。年に2日以外の363日の数値も安全だという主張は予想でしかなく、本来は連続で監視することによってのみ、その発言の信憑性が確保されると思います。ダイオキシン類に関しては、その前駆体を連続測定することによって発生予測が可能となっているモニタリング装置があります。それらの設備などを導入し、安心を担保していただきたいです。「モニタリングの必要はない。はかるのではなく出さない施設を作る」ということでやっているとありますが、どんな機械やプラントでも完璧なものなどありません。どんな機械やプラントでも不具合はおきますし、昨今の自動車業界の例を見れば、安全なものを作ってくださいと聞いたから安全・安心が得られるというのは、既に崩壊した神話にすぎません。いくら厳しい基準の設備といっても、それを運用している段階でトラブルなどが発生しないとも限りません。大気質の有害物質は燃焼状態によっても発生する量が変わってくるので、年に1回や2回計測しただけでは、燃焼状態で変動する数値を捉えきれないと思います。トラブルをいち早く察知し対処するためにも、モニタリングなどの具体的な対策を用意してほしいと思います。</p>	<p>・大気質に係る、排ガス濃度等については、廃棄物処理法及び大気汚染防止法等関連法規を遵守していきます。</p> <p>・排ガス処理設備等については、設計最大排ガス量を十分に見込んだ設計とするため、排ガス量等が変動しても、安定して排ガス基準値を満足できる計画としております。施設の運営管理についても、排ガス処理設備等の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行う等、環境管理に関する要件等を定めており事業者が責任をもって実施する計画としておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>・詳細は要求水準書に定めており、組合ホームページで公表しておりますので、ご覧ください。</p>

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
4	第4章	第1節 大気質	<p>今回の準備書には載っていませんが、「有機ハロゲン」についても追加で調査を実施していただきたいと思えます。国の定めた有害物質だけ測っていただければそれで法律には抵触しないという消極的なスタンスではなく、もっと能動的に、積極的に環境保全のための環境評価を行っていただきたいと思えます。豊洲の土壌汚染でも、有機ハロゲンの一種であるベンゼンが大きな話題になりました。水と空気のきれいな美しいまちを守っていくという観点からも、評価書作成の前に、ぜひ「有機ハロゲン物質」などの追加調査をお願いいたします。</p> <p>参考として「藤沢市北部環境組合(藤沢市)」と「ふじみ衛生組合(三鷹・調布)」の事例をご紹介します。実際に藤沢市北部環境組合のクリンセンターでお話を伺ったところ、ダイオキシンとかなり相関性の高い前駆体(ダイオキシンになる前の物質)を24時間連続監視することで、ダイオキシンの発生予測が可能となっているそうです。さらに、実際にモニタリングした数値はクリンセンターの入口のパネルに常時表示されており、見える化されています。モニタリングした数値は、市民の安全に寄与しているだけでなく、プラントの運転状態の把握にも利用できるということです。</p> <p>ふじみ野衛生組合では、近隣住民の方の意見をもとに、環境モニタリングの情報を掲示し、積極的な見える化を行っています。掲示場所はクリンセンターだけでなく、組合のホームページと市役所内でも行われており、近隣住民の方の安心に一役買っており、好評だそうです。穂高広域施設組合ではクリンプラザふじみの施設見学を行っているそうですので既に御存じの内容だと思えますので、このような取組も参考にさせていただき、是非積極的に取り入れていただきたいと思えます。ホームページの見やすさや情報の充実ぶりなど、見習うべき点は他にもたくさんあると思います。住民目線に立ったサービスの提供も組合の大事な事業の一環ではないでしょうか。</p>	<p>有機ハロゲン化合物については、法令、基準値等が確立されておりませんので、モニタリングを実施する予定はありません。また、法改正及び指針等が出されれば必要となっ場合、実施に向けて対応してまいります。</p>
			<p>意見の内容</p>	事業者の見解



(北都野衛生組合の公害監視データパネル)
ふじみ野衛生組合のホームページ (http://fujimino.com/jp/)

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解	
	章	項目			ページ
5	第4章	第6節 水質	p4-6-5	<p>水質のダイオキシン類においては基準値を超えてはいないものの、国の定めている基準値と比較しても高めの予測値が出ている。水の場合には大気中に放出された浮遊粒子状物質が落ちて、そこから水源や河川に流れ出すことよって高くなるのでしょうか。もしそうなら、排ガス中のダイオキシン類の飛散状況をしっかりと把握することが水質の保全にもつながると思います。大気と水質をセットで監視していく必要があると思います。</p>	<p>事業者の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質のダイオキシン類の濃度には、浮遊している土壌粒子が大きく影響していると考えられます。土壌のダイオキシン類は、ごみ焼却施設の排ガス由来以外にも、野焼き由来、過去に使われた農薬由来が想定されます。 排ガス中のダイオキシン類の低減は重要であり、排ガスの監視も行いますが、大気質への影響はごくわずかと予測されるため、農地由来の水中の浮遊物質が多い状況では、水質のダイオキシン類の監視までは行わない計画です。
6	第4章	第16節 廃棄物等	p4-16-4	<p>「今現在、最終処分場を持っていないが、燃やした後の処理をどうするか。適正に処理すると資料に書かれているが、適正とはどこでどう処理するのか」という質問が上がりましたが、「秋田の民間処理施設に処理を委託している」という回答でした。もし、秋田の業者が受け入れられなくなったらどうするのでしょうか。契約は単年度更新とのことで突然契約を打ち切られたら大丈夫なのか、自然災害などの不測の事態で急遽受け入れが不可能となった場合はどうするのかという問いにも、「先方にお問い合わせしているから大丈夫です」という曖昧な回答に終了してしまいました。お願いしているから大丈夫ではなく、想定外の状況についてはきちんと具体策を準備しておいてほしいと思います。そして、長野県から秋田県までの遠距離運搬によって発生するCO2や環境汚染、コストの問題点などを鑑み、早急に最終処分場の整備を行ってほしいと思います。この点に関して、省エネ大作戦などの温暖化対策に力を入れていく長野県として、どのようなお考えをお持ちでしょうか。他県への依存は運搬時に更なる環境汚染を生み出します。長野県全体として、最終処分場についてどのような方針を進めていらっしゃるののか、見解と今後の方向性についてお考えをお聞かせください。</p>	<p>事業者の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、県内1カ所、県外1カ所の民間最終処分場へ委託しております。今後は、リスク分散を図るため、委託先を増やす方向で進めています。

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
7	第4章	第16節 廃棄物等	—	<p>ご意見をいただいている指定廃棄物は、2011年3月の原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が、一定濃度を超えて含まれているもので、環境大臣が指定したものが指定廃棄物になると認識しております。2012年1月施行の放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任で、発生した都道府県内で処理すると定められておりますので受け入れることはしません。</p> <p>・他の自治体等のごみの受け入れについては、要請を受けた場合は地元への報告及び協議を行い、その他必要な手続き等を行い対応してまいります。</p>
8	第4章	第16節 廃棄物等	—	<p>ごみの量の将来予測は「一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月）において、施設規模の設定は「新ごみ処理施設整備基本計画」（平成28年3月）において実施しており、いずれも組合ホームページで公表しておりますので、ご覧いただけます。</p>
9	第4章	第16節 廃棄物等	p4-16-4	<p>現在、県内1カ所、県外1カ所の民間最終処分場へ委託しております。今後は、リスク分散を図るため、委託先を増やす方向で進めています。</p>

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目 ページ		
10	第4章 予測数値等	—	<p>「守るべき基準が守られれば大丈夫」ということが前提になるが、評価書で出されている数値に問題がなければ大丈夫」ということでした。しかし、ここで一番心配なのは、守るべき基準が本当に守られているかどうかという事です。適正な運用がなされているかどうかを、どのように監視するのでしょうか。プラントの性能だけを見て、基準をクリアしているから大丈夫という、そういう話ではありません。焼却するごみの性状によっても発生する排ガスの成分などは変わってくるはずですし、プラントの不具合などで汚染物質が突発的に発生することもあり得ると思います。機械ですから、不測の事態は必ず起こり得ます。これらの点において、安全・安心をどのように担保しているのかが全く示されていません。性能試験をクリアしたから大丈夫ではなく、運用段階で基準が守られているかどうかをどのように監視していくのか、組合側が事業主体としてきちんとモニタリングするべきだと思います。「基準値を守ってください」とお願いしているから大丈夫ですという、性善説に基づいた話ではなく、安全・安心な運転の管理方法やチェック体制を、具体策を持って示していただきたいと思えます。</p>	<p>事業者の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転時の監視は、常時監視と定期検査により行います。 ・常時監視する項目は、排ガス関係では、温度や流量の他に、ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、硫黄酸化物濃度、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度です。また、集じん器のろ布の破損状況も監視します。 ・定期検査は、排ガス測定（年6回）、騒音・振動、悪臭測定（年1回）です。 ・詳細は要求水準書に定めており、組合ホームページで公表しておりますので、ご覧いただけます。
11	第5章 第2節 大気質	p5-3, 7, 8	<p>環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。 <施設の稼働に伴う大気質（水質・土壌も同様）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に記載されている「排ガス濃度の低減」に（計画値の設定）を追加して頂きたい。 ・大気汚染物質の連続測定の実施（有機ハログゲン物質も対象） ・平準化した運転の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質に係る、排ガス濃度等については、廃棄物処理法及び大気汚染防止法等関連法規を遵守していきます。 ・排ガス濃度等の連続測定は、自動連続装置を設置し、連続的に測定し、かつ記録していきます。 ・運転管理にあたっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行っていきます。 ・土壌については、施設周辺のダイオキシン類の測定を、大気中のダイオキシン類の測定と交互に実施しておりますので、今後も継続して実施していきます。水質のダイオキシン類の監視までは行わない計画です。

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目 ページ		
12	第5章	第2節 振動、 低周波音 p5-5, 6	環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。 <施設の稼働による振動および低周波音の影響> ・騒音および低周波音発生機器の適切な防音対策 ・作業時間の厳守 ・機器類の定期的な管理	<p>・騒音対策として、著しい騒音が発生する機械設備は、低騒音型の機器を積極的に選定することとし、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に洩れないようにしていただきます。また、排風機・ブロワ等の設備には消音器を取り付ける等、必要に応じて防音対策を施した構造としていきます。</p> <p>・低周波音についても十分に配慮していきます。</p> <p>・振動対策として、振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設ける等施設への振動の伝播を防止する措置を講じていきます。</p> <p>・作業時間の厳守については、原則、組合管理規則を遵守していきます。</p> <p>・運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・保守を行うとともに、補修・更新等の履歴を事業期間中にわたり電子データとして残し管理していきます。</p>
13	第5章	第2節 悪臭 p5-6	環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。 <施設の稼働に伴う悪臭> ・適切な排ガス処理の実施 ・投入扉の設置（投入時の開放：自動式）	<p>・施設の稼働に伴う悪臭に関する環境保全措置として、</p> <p>○適切な排ガス処理の実施</p> <p>○投入扉（自動式）の設置を実施します。</p> <p>・適切な排ガス処理の実施は既に記述してはいますが、投入扉の設置については、評価書の第4章第5節「悪臭」及び第5章「総合評価」に環境保全措置として記述します。</p>

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
14	第5章	第2節 水象	<p>環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。</p> <p><工事・施設の稼働に伴う水象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水水位モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の事後調査として、敷地内での地下水水位のモニタリングを行います。評価書の第4章第6節「水象」及び第5章「総合評価」に環境保全措置として記述します。 ・施設の稼働時については、現在の施設よりも取水量が少なくなり、地下水への影響は小さいと予測しているため、モニタリングは実施しない計画です。
15 -1	全般	環境保全措置	<p>事業主体である徳高広域施設組合（以下「本組合」という）は、本準備書の内容だけでなく、本質的な環境保全制度の趣旨や、関連する県条例・技術指針・説明会実施指針などの理解が浅く、住民や関係自治体などへの対応（情報周知や意見聴取など）が不十分な状況となっている。このままでは、適正な事業遂行がなされないという懸念があることから、環境保全全般に係る根本的な環境保全措置として、県による本事業者への教育的指導・監督を実施していただきたい。</p> <p>本組合の対応に関する具体的な事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の環境保全等に関する住民等からの質問や環境技術の情報提供等に対し、「事業はDBOだから、委員会や建設会社、運営会社がやるので組合では対応しない」というスタンスで、事業者としての説明を行っていない。（DBO事業の理解不足と無責任体質を感じる） ・本組合のHPも関連情報が著しく不十分で、関係自治体への説明もないため市役所へ問い合わせても門前払いされる。（説明会関係の情報も不十分で、事業そのものを知らない市職員も多い） ・今回の準備書説明会でも、説明のほとんどを調査会社にお任せの状態であり、事業者である組合の主体性をほとんど感じない。（事業者への不安を感じた参加者の意見も多かった） <p>*組合の周知不足で、これまで開催された説明会は参加者&意見がないという状況だったことから、準備説明会は当方が独自に周知して参加者を募り、環境意識の向上を図ったという状態にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価関係については、長野県環境影響評価条例に基づき実施してまいりました。今回の環境影響評価準備書説明会の開催についても、関係市町村及び組合組織市町村の広報誌掲載及び開催を周知させるための適切な方法としてホームページでのお知らせを実施してまいりました。

No.	準備書での該当箇所 章 項目 ページ	意見の内容	事業者の見解																																							
15 -2	全般 環境保全措 置	<p>参考①：上伊那広域連合新施設整備関連資料抜粋 公設民営である「DBO方式」について、これまで調査した同種の事業者にも理解不足の方が多かったことから、先行事例である上伊那広域連合の情報も抜粋して転載します。</p> <table border="1" data-bbox="391 922 667 1509"> <caption>事業者方式別公共・民間の役割分担</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">公設民営方式 (DBO方式)</th> <th colspan="2">民設民営方式 (PFI方式)</th> </tr> <tr> <th>公設民営方式 (DBO方式)</th> <th>民設民営方式 (PFI方式)</th> <th>民設民営方式 (PFI方式)</th> <th>DBO方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備維持費</td> <td>小</td> <td>大</td> <td>大</td> <td>小</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td>公共</td> <td>公共</td> <td>公共</td> <td>公共</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td>公共</td> <td>公共</td> <td>民間</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>設計・建設</td> <td>公共</td> <td>公共</td> <td>民間</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>運営</td> <td>公共</td> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>運営リスク (運賃増減等)</td> <td>—</td> <td>公共</td> <td>公共</td> <td>公共</td> </tr> </tbody> </table> <p>DBO方式を採用する理由は、自治体の事情により様々であるが概ね下記の理由が挙げられる。1プラントメーカーに施設の建設・運営を委ねるPFI方式に比べ、自治体が施設を建設・所有することにより地元など施設周辺の住民に対して信頼を得やすい。また、民間事業者が施設を運営していくことに対しては、周辺住民に不安を与える場合がある。先行事例では公共が事業運営の内容を細かくチェックするモニタリング体制を構築し、住民不安の解消を図っているが、安全性への信頼度は安心につながっているものであり、何よりも重視されるべきものである。</p> <p>参考②：県の説明会実施指針抜粋 主旨：この指針は、事業計画協議の過程で周辺地域を対象に行う説明会の実施方法に関するものです。この指針の趣旨に違背した説明会は、形だけのものであり条例の趣旨にあったものとは認められないとして、再度説明会を開催すべきこと等の勧告・公表をすることがあります。なお、事業計画協議対象外の案件であっても地元住民等関係者への説明は非常に重要であり、この指針の趣旨に添って誠実に説明を行うことが求められます。 説明者：原則として、事業計画画者本人(法人にあっては代表者又は代表権を有する役員)とする。ただし、技術的・専門的な事柄については必要があれば、使用人、コンサルタント、ブランドメーカーの従業員等に説明を行わせることができる。</p>	項目	公設民営方式 (DBO方式)		民設民営方式 (PFI方式)		公設民営方式 (DBO方式)	民設民営方式 (PFI方式)	民設民営方式 (PFI方式)	DBO方式	設備維持費	小	大	大	小	計画策定	公共	公共	公共	公共	資金調達	公共	公共	民間	民間	設計・建設	公共	公共	民間	民間	運営	公共	民間	民間	民間	運営リスク (運賃増減等)	—	公共	公共	公共	事業者の見解
項目	公設民営方式 (DBO方式)			民設民営方式 (PFI方式)																																						
	公設民営方式 (DBO方式)	民設民営方式 (PFI方式)	民設民営方式 (PFI方式)	DBO方式																																						
設備維持費	小	大	大	小																																						
計画策定	公共	公共	公共	公共																																						
資金調達	公共	公共	民間	民間																																						
設計・建設	公共	公共	民間	民間																																						
運営	公共	民間	民間	民間																																						
運営リスク (運賃増減等)	—	公共	公共	公共																																						

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
16	全般	DB0方式	<p>環境保全の観点に立って徳高広域施設組合(以下、組合)のスタンスを見たときに、DB0方式のデメリットが生かしコストの低減を図る上でもよいシステムだと思えます。細かな仕様を指定せず求めた内容やサービスの水準のみを指定する性能発注により、民間の創意工夫を生かした効率的な建設工事が可能となるのはとてもよいメリットだと思いますが、反面、事業主の主体性が薄れ、ともすると民間企業に任せっきりという「丸投げ」に陥りやすいというデメリットを感じます。DB0といえども、あくまで建設主体は事業者(発注主体)の組合であり、民間はあくまでも請負です。発注主体である組合が、しっかりと指示した環境保全の意識を持って施設の環境保全対策の水準を具体的に指示しなければ、請負の民間企業は基準値を超えなければよいというスタンスで、コストの削減を第一に考えたプラントの設計になりがちのようです。提案する側が指示しなければ、具体的な環境保全のための方策が盛り込まれるとは思えません。にもかかわらず、運用段階の環境保全対策に対する組合の回答は、「事業者が決まらないうと、どういう設計になるかわからない」という相手任せな発言が散見されました。このような姿勢は、あきらかに主体である組合の不勉強や当事者意識の欠如による「丸投げ」体質の現れだと思います。環境保全の観点に立って、どのような安全・安心のための担保を取っていくのか、当事者意識を持って主体的に指示するなどしてほしいと思います。説明会において、組合側から大気質の監視について「排ガスなどを量って監視するのではなく、出さない施設を作るとのことややっている」という言葉が聞かれましたが、本当にそのようなことは可能なのでしょう。どんな高性能なプラントでも、機械は機械です。故障や不具合もあり得ますし、燃やすごみの性状によっても出てくる有害物質は変わってきます。そもそも有害物質を出さない施設を目標するのは当然のこととして、それが守られているかどうかはしっかり監視する義務が、組合側にはあると思います。以上の点を踏まえて、まずは組合側が高い環境保全の意識を持ち、プラントの設計だけではなく実際に運用が始まってからの監視もしっかりと行っていたいただきたいと思いま</p>	<p>事業者の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営管理については、要件を定めており、運営業務の報告等についても、運営事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運営業務の報告を行うこととしております。 ・詳細は要求水準書に定めており、組合ホームページで公表しておりますので、ご覧いただけます。

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
17	全般	説明会	<p>この手の説明会では、まず事業主体の組合から一通りの内容説明があり、専門的な知見の必要な質問に対してはコンサルの方が回答するというのが基本であり、コンサルの方はあくまでもオプザバーパー的な役割を担っていると思っただけですが、今回の説明会では、準備書の内容説明を組合で行わず、全てコンサルの方にお任せしていました。市民の側からすると、自分たちが管理運営責任のあるプラントについて、住民に簡単な説明ができる程度の知識は持っていると思えます。説明会の場で「今回の事業全体において、事業者自らが説明できる程度の専門知識を持っているのか」という質問をさせていただけましたが、「はっきり言って、専門的なことは説明できない」という回答でした。「施設運営の総務関係(予算管理、業務全体の把握)はできるが、組合は一切説明できない。環境影響評価の説明はコンサルに委託している」というのがその理由でしたが、それは委託ではなく丸投げです。そのような姿勢に住民側は不安を感じます。普段、自分たちが常駐しているプラントのことなどに勉強する気がないのか、そのような人たちに管理を任せておいて大丈夫かと、とても不安に感じました。まずは当事者である組合が運営管理者の責任に基づいて、評価書の内容を自らの言葉で説明できる程度には理解してほしいと思います。そうでなければ、委託先の提案に対してチェック機能が働かないと思います。それでは環境は守れません。この辺りのことは、組合だけではなく県の指導内容も不十分なのではないかと思いましたが、是非、県としての見解も、あわせてお聞かせください。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>・環境影響評価については、方法書の作成をはじめ、現況調査から準備書の作成等、委託業者に任せていただいておりますので、詳しい説明等についても委託業者に行ってください。また、最善と判断しております。</p>

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
18	全般	説明会 情報公開	<p>今回の準備書説明会に参加させていただいたところから始まりました。市役所の概要が知りたくて安曇野市役所を訪ねたところ、組合は独立した組織なので詳しく廃棄物対策課を訪ねてください。喜んで見学させてくれるはずですよという案内を受け、期待しながら訪問希望の電話をしたところ、意に反して「来てもらっても話すことはないで困ります」と、見学そのものを断られてしまいました。その後、数回にわたり電話とメールでやりとりをさせてくださいましたが、満足のいく説明や回答は得られませんでした。組合の責任者は組合長である安曇野市長です。市民に対してきちんと言明もしてくれないような組合の実態を組合長にもぜひ知ってもらいたいと思います、後日、安曇野市役所の廃棄物対策課を再訪したところ、「市と組合とは全く関係がない。よって、新施設に対する情報も全く知らない。市はごみを回収しているだけだからアセス説明会にも出席しないし、説明会の日程すら知らない」と言われ、とにかく知らぬ存ぜぬの一点張り。不安や不満を抱いている市民に対して、市として説明義務を果たす気はないのかと質問したところ、「市民の声と市としても、新施設に対して意見を言ってくる市民はあなたしかいません。一市民の声には対応できかねます」と言われました。余談ですが、市と組合はまったくの別組織で情報のやりとりは一切ないと終始言い続けていたにもかかわらず、市の職員は私の名前を知っていました。市の窓口で一度も名乗っていないのにです。聞いていただきましたところ、市の職員は組合側から私の名前を聞いたと言っていました。聞いただけですが、もし本当に関係がない組織であれば、これからは疑問を抱かざるを得ません。以上のようなことがきっかけとなり、説明会に参加させていただくことになりましたが、素人の私に対する回答すら満足にできないような組合の態勢には、本当に不安を覚えます。専門家レベルとまではいいませんが、せめて住民に丁寧な説明ができるくらいには事業に興味を持っていただきたいと思っています。あわせて、説明会などの告知はもつと大々的に行っていたいただきたいと思えます。地元住民への説明会は小さな公民館で行なわれたお正月明けの集会だったようですが、その告知などはネットのどこを探しても存在していませんでした。市のサイトや広報にも情報はなく、地元の狐島組合の回覧板レベルで情報共有がなされたものと思われません。最後に、勘違いしないでいただきたいのは、私はこの施設の建設そのものに反対する気持ちは全くないということです。ごみ焼却場は必要な施設だと十分わかった上で、環境保全の対策と地域住民の安心を担保する施設にしたいだけですので。長くなりましたが、意見としてお聞き届けいただき、回答と対策をお願いいたします。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>・環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書の説明会の案内は、組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせしております。安曇野市は、組合の管理市であるため、安曇野市の廃棄物対策課とは必要事項についての情報交換を行っております。</p>

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
19	全般	情報公開	<p>環境保全の意識を広く啓蒙する必要性からも、説明会の告知や関連情報のやりとりに積極的に行ってほしいと思います。「今回の説明会のやりとりにどのよう情報公開されるのか」という質問に対して、ホームページで公表する予定はない。知りたい方は情報公開請求してくれば情報提供するという回答でした。最終的には情報発信のあり方について、ホームページの掲載も含めて検討しますと改めたいただきましたが、これでは本当に住民説明を果たす気持ちはあるのか甚だ疑問です。組合の情報公開は安曇野市の条例に基づいており、「オープンで行なった会議の会議録については、いちいち情報公開請求しなくても見たいと言えばコピーを出さなくはいけません。説明会の案内も広報に小さく掲載されているだけで、実際に施設のある安曇野市のホームページには掲載がなかったように記憶しています。もっと積極的に情報の公開や説明責任を果たすことで、地域の環境保全意識の醸成を図っていただきたいと思えます。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>・平成29年9月25日に実施しました、環境影響評価準備書の住民説明会の状況は、組合ホームページに掲載させていただきましました。なお、説明会の開催案内等は組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせをしております。</p>

No.	準備書での該当箇所		意見の内容	事業者の見解
	章	項目		
20	全般	情報公開	<p>説明会の際に質問をさせて頂きましたが、今回の説明会での質問や回答など、どんな事が話し合われ、話題となったのか、ホームページへの掲載など、より多くの人たちが情報に触れやすくなる情報発信をしてほしいと思います。説明会に参加できなかった人たちが後日見聞きできる仕組みとして、インターネットのホームページを通じて情報を公開する予定はあるのかを尋ねました。穂高広域施設組合の方からは「検討します」との回答を頂いたかと記憶していますが、今の時代、インターネット上での情報公開は簡単で最も低コストな仕組みです。ホームページ上での情報公開の取り組みとして、更にネット弱者に向けた対応として広報やチラシのポスティングなど、紙媒体を用いた手段を検討していただき、今回の説明会の内容にかかわらず、組合の取り組みについてより知ることの出来る仕組みを早急に整えて欲しいと思います。当日の会場には10名程度の出席者しかおらず、説明会が行なわれていたことすら知らない人がほとんどだったのでしょう。せっかく有意義な内容の質疑応答が行なわれていても、参加しなければ聴くことができないのでは情報の扱い方としてとても勿体無いと思います。説明会に参加した後に、どのような情報発信がなされていたかをリサーチしたところ、以下の広報を見つけたことができました。説明会の開催日時や新ごみ処理施設が建設される経緯についてが簡潔に記載されており、どの年代層が読んでも理解しやすい内容だと思います。ここまで簡潔にとは言いませんが、今後の情報発信として、準備書の多くを占める専門的な数字や用語を簡略化し、どの年代の方が読んで理解できるようにまとめたものが広報などに掲載されるといいなと思いました。</p> <p>*2017年8月16日付「広報あづみのP2～3」 参考URL https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/27278.pdf</p> <p>ただし、この広報のページを発見するのはインターネットでの検索にある程度の知識や慣れが無ければ相当見つけにくいと思います。もし今回の新炉の計画のことを知りたいと思ったら、まずはクリーンセンターのサイトを開いて調べようと思います。そういう意味からも、もっと簡単に情報が取得できるよう、組合のホームページに整理して掲載するなどの工夫は最低限必要なことだと思います。自治体まかせだけでなく、組合がもっと積極的に情報発信を行ってほしいと思います。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>・平成29年9月25日に実施しました、環境影響評価準備書の住民説明会の状況は、組合ホームページに掲載させていただきました。なお、説明会の開催案内等は組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせをしております。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
21	全般	役割	—	<p>私自身施設の建設に反対しているわけではありません。きちんとしたごみ処理施設や適切な処置の仕組みがあるから日々の生活で環境衛生が保たれ、清潔で綺麗なまちづくりが行われていると私は考えています。その中で重要な役割を担う新たなごみ処理施設が、広い地域、長い期間を経て建てられるのであれば、より多くの人がその計画を知り、興味を持ち、様々な立場から意見を述べる機会や場は、より開けているほうがいいと考えます。誰も知らないうちに進めるのではなく、みんなに知ってもらった上で、理解を得て進めていくことが、より良い環境事業の取組みではないかと思えます。</p>	<p>平成29年9月25日に実施しました、環境影響評価準備書の住民説明会の状況は、組合ホームページに掲載させていただきました。なお、説明会の開催案内等は組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせをしております。</p>

第3章 準備書に対する知事の見解についての事業者の見解

準備書に対する知事（平成30年1月15日通知）の見解及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

表 3.1 準備書に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	準備書区分	知事意見	事業者見解
1	全般	施設整備や管理運営について、安全性の確保や環境の保全に最大限配慮するとともに、稼働状況、モニタリング結果等の情報をわかりやすく積極的に公表し、地域住民の安全・安心の確保に努めること。	安全性の確保や環境の保全に最大限配慮して施設整備や管理運営を行います。工事中は、工事の進捗状況やモニタリング結果等を組合ホームページ等で公表します。供用開始後についても、稼働状況や検査結果を組合ホームページ等で公表し、地域の皆さんの安全・安心の確保に努めます。
2	全般	現況に対して予測値の大幅な増加が見込まれる場合は、実行可能な範囲で最大限の環境保全に努める旨を評価書において示すこと。	実行可能な範囲で最大限の環境保全に努めるよう、評価書に記載しました。特に工事中の大气質及び建設作業騒音の予測値については、環境保全目標は満足するものの、現況と比較して大幅な増加となると予測されるため、留意して記載しました。
3	全般	予測式や図表等を丁寧に記載し、住民に対してわかりやすい図書となるよう努めること。	評価書の作成にあたっては、予測式や図表等を丁寧に記載するよう留意するとともに、その出展についても細かく明記し、住民に対してもわかりやすい図書となるよう努めました。
4	水象	地下水について、良好な水循環が行われるよう、水の浸透や蒸発散に関して適切な配慮がなされた施工計画を検討すること。	区域内の雨水排水は地下浸透を原則とし、また緑地は敷地面積に対して最低でも20%以上とすることで、蒸発散や地下浸透を妨げないよう十分に配慮します。
5	水象	事業実施区域は地下水水位が高いことから、現状想定される最大の環境影響を踏まえたと上で、最深部の掘削について、地下水位が安定した渇水期に実施すること。	地下水への対策として、プラットホームを3階に設けるなどのできる限り掘削深度を小さくする配慮を行います。また掘削時期については、地下水位が安定した渇水期を開始するよう計画します。
6	地形・地質	評価書の作成に当たっては、犀川、高瀬川及び徳高川の三川合流地点が特徴的な場所であることから、注目すべき地形地質と係り、記載すること。また、事業実施区域と活断層や注目すべき地形地質との位置関係を、丁寧に記載すること。	犀川、高瀬川及び徳高川の三川合流地点が注目すべき地形であり、事業実施区域と活断層の位置関係について、既存文献にしたがって事実をわかりやすく記載しました。

No.	準備書区分	知事意見	事業者見解
7	土壌汚染	土壌中のダイオキシン類濃度の予測に当たっては、大気質の年平均値を用いて行うこととし、影響が最大となる条件で予測を行うこと。	土壌中のダイオキシン類濃度の予測は、大気質の年平均値を用いて行い、影響が最大となる条件で予測を修正しました。
8	植物	植物相については、植物地理学や立地条件に基づき観点から地域の特色を踏まえ、植物社会学や植生学に基づき観点から、わかりやすく記載すること。	植物相及び植生の記述について、植物地理学や立地条件を踏まえ、地域の特色が分かるよう記載しました。
9	動物	コウフオカモノアラガイについては、できる限り生息地の改変を回避すること。改変を回避できない場合は、類似した生息地のタマママイマイの生息地に移植を行うことを検討すること。	コウフオカモノアラガイについては、生息地の改変を回避するよう、施設配置計画及び工事計画を検討します。どうしても回避できない場合は、類似した生息地のカタマママイマイの生息地を参考に、現地調査を行った上で移植適地を検討し、移植を行います。
10	生態系	評価書の作成に当たっては、生態系模式図の生物間の相互関係が全体として連携して繋がっていることが分かるように、詳細な模式図とすること。また、生態系の単位を超えた生物間の繋がりを例に挙げて、相互関係をわかりやすく記載すること。	生態系の区分をまたぐ相互関係を持つ動物の代表として、カモ類及びコウモリ類を生態系模式図に追加するとともに、相互関係の線を追加し、生物間の繋がりを表現しました。
11	景観	事業実施区域は松本・安曇野方面と大町・白馬方面を結ぶ幹線となる道路に接しており、道路の屈曲部にあることから視認性が極めて高い。それを踏まえ、施設の設計に当たっては、建物と煙突の形状・意匠・色彩などに十分配慮すること。	幹線道路や周辺の道路、あづみ野ランドからの景観を考慮して、建物と煙突の形状・意匠及び色彩などに十分配慮した設計を行います。

第4章 準備書の修正内容

準備書に対する環境保全上の見地からの意見を踏まえ、準備書の見直し及び修正を行い、その内容を評価書に反映させた。修正事項の一覧を以下に示す。

表 4.1 修正事項一覧

評価書における項目	修正内容
第1編 第1章 事業計画	・事業実施区域の住所が合筆により、安曇野市穂高北穂高1302-11外から安曇野市穂高北穂高1000に地番が変更になったため、記載を修正した。(p1-2)
第1編 第2章 地形・地質	・事業実施区域は犀川、高瀬川及び穂高川の三川合流地点が特徴的な場所であるため、注目すべき地形・地質として記載した。(p2-3-13) ・事業実施区域と活断層や注目すべき地形地質との位置関係を既存文献に書かれている事実を元に記載した。(p2-3-15)
第1編 第4章 1. 大気質	・「工事中における建設機械の稼働に伴う大気質への影響」において、二酸化窒素の予測結果は環境保全目標を満足するものの、年平均値に対する寄与率が最大で56.3%と他の予測値と比べて大きな値であったため、準備書の「環境保全措置を講じることにより低減を図る」から「環境保全措置を確実に実行し、影響の最小化に努める」に記載を変更した。(p4-1-59)
2. 騒音	・表をわかりやすくするために、表4.2.2、4.2.13、4.2.19、4.2.23、4.2.24及び4.2.32について、項目の追加や語句の修正を行った。 ・表を正確にわかりやすくするために、表4.2.29、4.2.30及び4.2.35について、数値や語句の修正、文章の追加を行った。
3. 振動	・表をわかりやすくするために、表4.3.2、4.3.11、4.3.15、4.3.17、4.3.22、4.3.28及び4.3.31について、項目の追加や語句の修正、文章の追加を行った。
4. 低周波音	・本文中に、『現況における低周波音の状況を把握するため、「総合騒音」と同様、特定の音源を対象とせず調査を実施した。』を追加した。(p4-4-3) ・図や表を正確にわかりやすくするために、図4.4.2(1)～(2)、4.4.4、表4.4.6、4.4.7、4.4.10及び4.4.11について、文章の追加や語句の修正を行った。 ・予測式を正確かつ丁寧にするため、PWL（発生源の音響パワーレベル）の説明文を修正した。(p4-4-7)
7. 水象	・地下水位の変動要因について、準備書の段階では既存の焼却施設等の利用の影響のみについて記載していたが、地下水の地面からの蒸発散も影響していることを追記した。(p4-7-5) ・事業実施区域は地下水位が高いため、掘削については地下水位が安定した渇水期に開始することを、「工事中の掘削による地下水位への影響」の「環境保全措置の内容と経緯」の中に、「適切な掘削時期の検討」の項目として追加した。(p4-7-15) ・地下水について、水の浸透や蒸発散に関して良好な水循環に配慮した施工計画として、「施設が存在及び稼働による地下水位への影響」の「環境保全措置の内容と経緯」の中に、「雨水排水の地下浸透」及び「緑地面積の確保」の2項目を追加した。(p4-7-17)
8. 土壌汚染	・土壌中のダイオキシン類濃度の予測に当たって、大気質の濃度の最大値からの上乗せ分として算出していたが、安全側の予測の観点から、影響が最大となる条件である大気質の年平均値を用いた予測に変更した。(p4-8-8～9)
10. 地形・地質	・「供用時における影響」について、1) 地下水の取水による影響と2) 地震発生時の影響の2つの項目に分け、地震発生時の影響について新たに記載を追加した。(p4-10-5～6)

評価書における項目	修正内容
11. 植物	<ul style="list-style-type: none"> ・植物相の調査結果の記述について、植物地理学及び立地条件に基づく観点からの記述を追加した。(p4-11-4～5) ・文章中に記載した植物種については、在来種、外来種の別が分かるように配慮して記述した。(p4-11-4～5) ・植生の調査結果の記述について、植物社会学及び植生学の観点からの記述を追加した。(p4-11-6～7) ・工事中の植物への影響に関する保全措置について、「生育地の保全」に関する環境保全措置の内容に、できる限り生育地の改変を回避するよう工事計画を検討する旨を記述した。(p4-11-17)
12. 動物	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の動物への影響に関する保全措置について、「生息地の保全」に関する環境保全措置の内容に、できる限り生息地の改変を回避するよう工事計画を検討する旨を記述した。(p4-12-29)
13. 生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の環境類型区分の各説明分に関して、記載事項を追加した。(p4-13-3～4) ・相互関係に関して、生態系の単位を超えた生物間の繋がりを例に挙げて、わかりやすく記載し直した。(p4-13-4) ・生物間の相互関係が全体として連携して繋がっていることが分かるように、生態系の模式図を修正した。(p4-13-5)
第6章 事後調査計画	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の事後調査のうち水象について、「わさび田周辺の水位及び流況」及び「地下水位観測」の調査期間を延長し、掘削工事開始から工事終了までとした。(p6-15) ・工事中の事後調査のうち植物(クマツヅラ)及び動物(コウフオカモノアラガイ)について、「移植(移殖)必要性検討及び移植(移殖)作業」及び「移植(移殖)を行った場合移植(移殖)後の生育(生息)状況確認」を記述した。(p6-17) ・工事中の事後調査について、「9. 調査実施時期」を追加し、想定される工事工程と事後調査の時期の予定について記述した。(p6-18～19) ・存在・供用時の事後調査について、「10. 調査実施時期」を追加し、事後調査の時期の予定について記述した。(p6-25, 27)
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対してわかりやすく、かつ正確な図書とするため、文章や語句、出典などの再確認を行い、修正を行った。

